

令和 7 年改正条例附則第 6 条第 1 項の規定による地域手当の支給に関する規則をここに
公布する。

令和 7 年 4 月 14 日

行方市長 鈴 木 周 也

行方市規則第 24 号

令和 7 年改正条例附則第 6 条第 1 項の規定による地域手当の支給に関する規則
(令和 10 年 3 月 31 日までの間における地域手当)

第 1 条 令和 10 年 3 月 31 日までの間における行方市職員の給与に関する条例(平成 17 年
行方市条例第 45 号)第 14 条の 2 第 1 項の規則で定める地域は、行方市職員の給与に関す
る規則の一部を改正する規則(令和 7 年行方市規則第 11 号)による改正後の行方市職員の
給与に関する規則(平成 17 年行方市規則第 31 号)第 11 条の 2 第 1 項の規定にかかわら
ず、次表に掲げる地域とする。

支給地域		級地
茨城県	水戸市	9 パーセント級地
	鹿嶋市	3 パーセント級地
	行方市, 鉾田市	2 パーセント級地
東京都	特別区	20 パーセント級地

備考 この表の支給地域欄に掲げる名称は、令和 7 年 4 月 1 日においてそれらの名称を
有する市又は特別区の同日における区域によって示された地域を示し、その後におけ
るそれらの名称の変更及びそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響され
るものではない。

第 2 条 行方市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和 7 年行方市条例第
4 号。以下「令和 7 年改正条例」という。)附則第 6 条第 1 項の規則で定める地域手当の
級地の区分は次に掲げる区分とし、同項の規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の
区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- (1) 20 パーセント級地 100 分の 20
- (2) 9 パーセント級地 100 分の 9
- (3) 3 パーセント級地 100 分の 3
- (4) 2 パーセント級地 100 分の 2

第 3 条 令和 7 年改正条例附則第 6 条第 1 項後段の規則で定める級地は、第 1 条の表で定
めるとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。